

試算結果

事務局試算

1. 試算上の給付と負担に関する制度設計の仮定

《給付と負担の関係の基本的考え方》

- 「方向性と論点」の保険料固定方式により給付と負担の関係を考えることとしている。すなわち、保険料負担の上限を設け、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、社会・経済状況の変化に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みを制度に組み込むこととしている。

《保険料負担の上限》

- 厚生年金の最終的な保険料率は、年収の20%の他、参考として年収の19%及び18%とするケースについても試算した。

《国庫負担》

- 平成12年年金改正法附則の規定を踏まえ、平成16年に基礎年金国庫負担割合を1/2とする他、参考として基礎年金国庫負担割合が1/3のケースについても試算した。

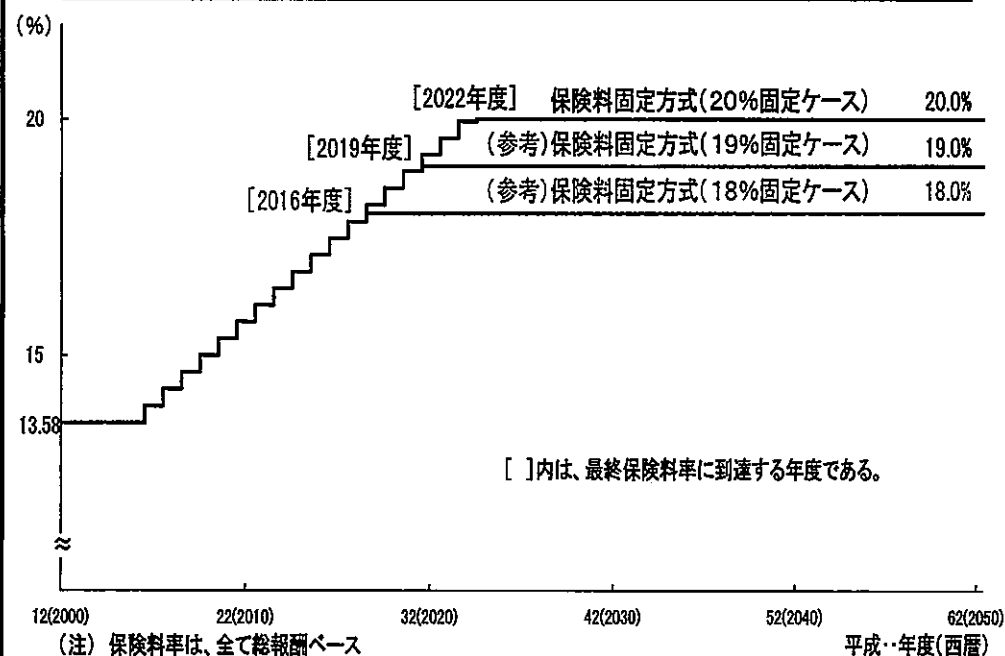
《給付水準の調整方法》

- 給付水準の自動調整に当たっては、「方向性と論点」のマクロ経済スライドにより、時間をかけて緩やかに給付水準を調整することとしている。
- マクロ経済スライドの適用に当たっては、人口や経済の変動の実績に準拠する場合より早期に給付水準調整を行うこととしている。
このような方法として、寿命の伸びを年金改定率（スライド率）に織り込む方法や実績に一定の値をさらに加算し調整を早期に行う方法も考えられるが、試算においては、「方向性と論点」の将来見通し平均化法の調整速度で調整が行われると仮定している。
参考として「方向性と論点」の実績準拠法についても、一部のケースについて試算を行っている。
- 毎年度の年金改定率（スライド率）の下限は、「方向性と論点」の名目年金下限型としている。
- 基礎年金部分と報酬比例部分は、同じペースで給付水準調整がなされることとしている。

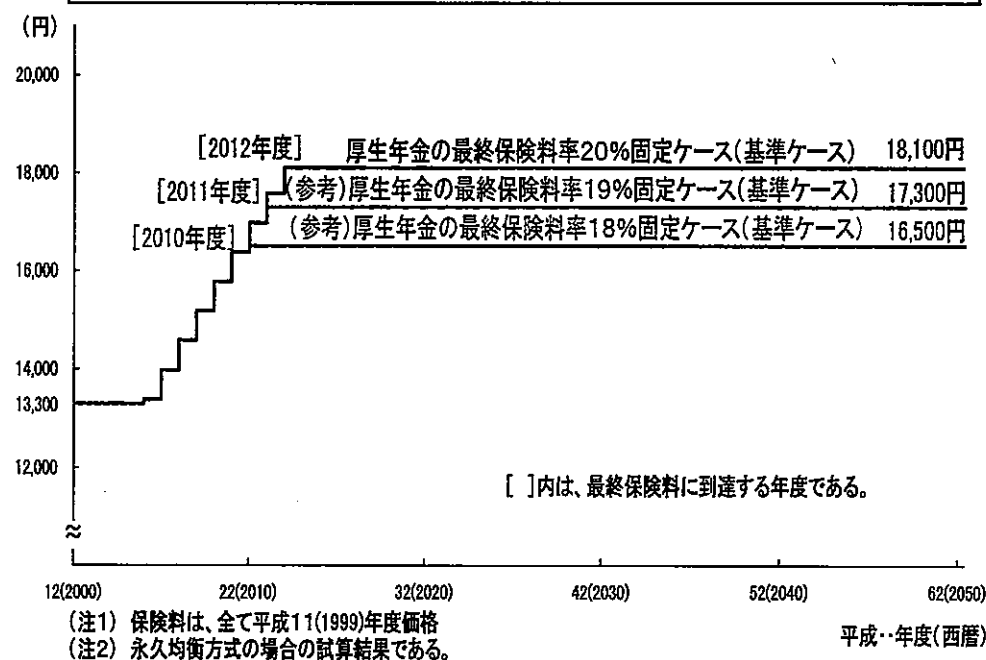
《その他の試算上の制度設計》

- 保険料は最終保険料に到達するまで、毎年度小刻みに引上げ、5年間の引上げ幅を平成11年財政再計算と同じとしている。
(単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅; 厚生年金0.354%(総報酬ベース)、国民年金600円(平成11年度価格))
- 国庫負担割合引上げ時の保険料(率)の引下げ又は引上げ幅の抑制は行わないこととしている。

厚生年金の段階保険料率の前提



国民年金の段階保険料



《給付と負担の均衡の考え方（将来の積立金水準のあり方）》

- 年金財政を安定化させ、年金制度の持続可能性を確保するため、給付と負担の均衡を確保する必要がある。これまでの均衡の考え方は、計算上、永久に給付と負担の均衡を図るというものであったが（＝永久均衡方式）、十分に長期の一定の期間（財政均衡期間）を定め、その財政均衡期間について給付と負担の均衡を図るという考え方もある（＝有限均衡方式）。
- 今回の試算では、これまでの永久均衡方式による試算に加え、有限均衡方式による試算（財政均衡期間は、既に生まれている世代の大部分が年金の受給を終えるまでの期間から95年間（2005～2100年度）とした）も行った。
- なお、積立金の在り方については、給付と負担の在り方と密接に関係し、その均衡の考え方により、積立金のあり方も自ずと決定されることとなる。

① 永久均衡方式

- 既に生まれている世代だけでなく、これから生まれてくる世代も含めた超長期にわたって、つまり、既に生まれている世代の大部分が一生を終えた以後の期間（例えば、95年後（2100年度）以降の期間）も含め、計算上、永久に給付と負担が均衡するように、保険料の引上げ計画の策定や給付水準の設定を行う方法。
- 保険料固定方式の下では、計算上、永久に給付と負担の関係が均衡する水準まで給付水準の調整を図ることとなる。
- この方式では、将来の高齢化率が高い見通しとなっている状況では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定の水準を維持することが必要となる。

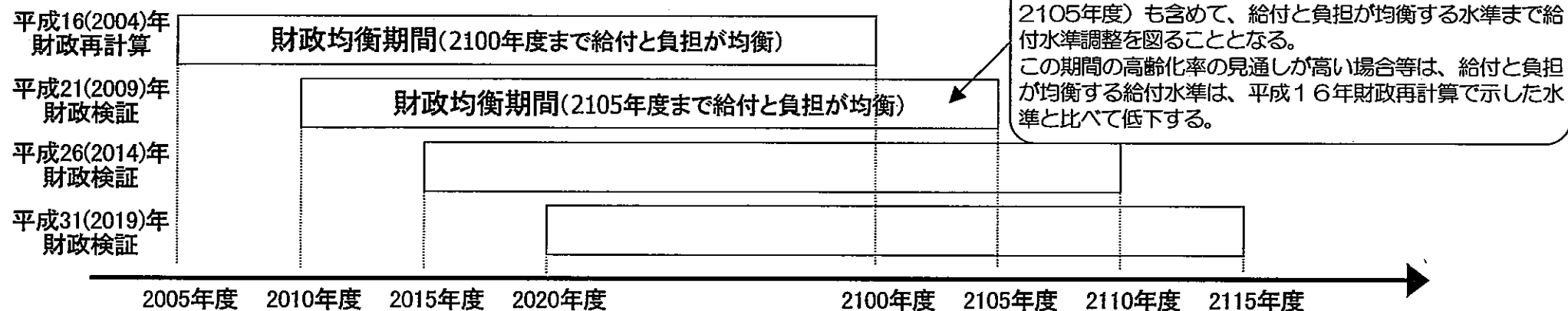
給付と負担の関係は永久に均衡

現在

② 有限均衡方式

- 一定の期間（財政均衡期間）を定め（例えば、既に生まれている世代の大部分が年金の受給を終える95年間）、その期間について、給付と負担が均衡するように、保険料の引上げ計画の策定や給付水準の設定を行う方法。
- 定期的に行う財政検証毎に財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来まで給付と負担が均衡するように財政運営を行うこととなる。
- 保険料固定方式の下では、財政均衡期間について給付と負担の関係が均衡する水準まで給付水準の調整を図ることとなる。
- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるように積立金水準の目標を設定し、給付と負担の均衡を考えることになる。

【財政均衡期間の移動（財政均衡期間が95年間の場合）】



※ 永久均衡方式でも有限均衡方式でも、保険料（率）の引上げペース、最終保険料（率）及び給付水準調整のペースは全く同じであり、給付水準調整の終了年度と調整終了時の給付水準に違いが生じることとなる。

※ 定期的に行う財政検証において財政均衡期間を見直したときに新たに加わった期間の高齢化率の見通しが高い場合等は、財政均衡期間が移動したことにより、保険料固定方式の下で給付と負担の関係が均衡する給付水準が、若干、低下することとなる。

※ 有限均衡方式をとる場合、制度として持続可能性を維持し年金制度に対する信頼を構築するため、
① 少なくとも各人が年金の受給を終えるまでの間は、給付と負担の均衡を保ち、
② 定期的に行う財政検証において、財政均衡期間が移動することによる影響を少なくし、年金財政を安定化させる
必要があることから、財政均衡期間については、十分に長い期間を設定する必要がある。

※ アメリカの公的年金制度では、有限均衡方式で給付と負担の均衡を考慮しており、財政均衡期間は、①平均寿命とおおよそ一致していること、②既に年金制度に加入している者の大部分が年金の受給を終えていることから、75年間としている。

※ 公的年金制度は、永久に存続していかなければならないものであるため、給付と負担の均衡も永久に確保される必要があるが、現時点で、将来にわたる全ての期間について均衡の確保を図る必要があるかどうかという点で、永久均衡方式と有限均衡方式の考え方の違いがある。永久均衡方式では、現時点で将来にわたる全ての期間について均衡の確保を図るのに対し、有限均衡方式では、常に人の一生程度の期間について均衡を考え、時間の経過とともにその均衡を考える期間を移動させることにより、結果として永久に均衡の確保を図るという考え方である。

この違いは、世代間の助け合いの制度である公的年金制度の財政を考える際に、現時点で、どの世代までを見通して責任ある財政運営を行おうとしているかという点にあり、永久均衡方式では、これから生まれてくる世代も含めて一定の見通しの下に財政運営を行おうとしているのに対し、有限均衡方式では、既に生まれている世代について一定の見通しの下に財政運営を行い、この見通しの期間を移動させていくこととしていることになる。

2. 試算上の社会・経済状況の前提

《将来推計人口（少子化の状況）の前提》

- 「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計を基準ケースとした。
- 少子化改善ケースとして合計特殊出生率が1.5程度まで回復すると仮定した場合、少子化進行ケースとして合計特殊出生率が1.1まで低下する「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の低位推計とした場合についても試算した。

	合計特殊出生率（2050年）
基準ケース（中位推計）	1.39
少子化改善ケース	1.52
少子化進行ケース（低位推計）	1.10

注：高位推計の合計特殊出生率（2050年）は1.63。

《経済前提》

- 「方向性と論点」のケースBを基準ケースとした。
- 経済好転ケースとして実質賃金上昇率が「方向性と論点」のケースBより0.25%上昇するケースについても試算した。
（賃金上昇率を上回る実質的な運用利回りは、0.25%低下すると仮定した。）

【平成20(2008)年度以降の前提】

	実 質 賃金上昇率	実質的な 運用利回り	備考
基準ケース（ケースB）	1.0%	1.25%	名目賃金2.0%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%
経済好転ケース	1.25%	1.0%	名目賃金2.25%、物価上昇率1.0%、名目利回り3.25%

基本試算

基準ケースの前提

- 最終保険料率 … 20%
- 給付と負担の均衡 … 永久均衡方式 又は 有限均衡方式
 - ・永久均衡方式 [ケース①]
 - ・有限均衡方式（95年間均衡） [ケース②]
- 人口推計 … 中位推計
- 経済前提 … 「方向性と論点」のケースB
- 国庫負担 … 平成16年度に1/2に引上げ
- 給付水準調整方法 … 実績準拠法を基本とした早期調整
(将来見通し平均化法による調整速度による調整と仮定)

少子化状況改善+経済状況好転 [ケース①, ②-ア]

少子化状況改善 [ケース①, ②-イ]

経済状況好転 [ケース①, ②-ウ]

少子化進行 [ケース①, ②-エ]

参考試算

基準ケース

- 最終保険料率を変更
 - ・最終保険料率19%、永久均衡方式 [ケースⅠ]
 - ・ " 、有限均衡方式（95年間均衡） [ケースⅡ]
 - ・最終保険料率18%、永久均衡方式 [ケースⅢ]
 - ・ " 、有限均衡方式（95年間均衡） [ケースⅣ]
- 給付水準調整のペースを変更（実績準拠法）
最終保険料率20%、永久均衡方式 [参考Ⅴ]
- 国庫負担割合を1/2に引き上げなかった場合
 - ・最終保険料率19%、永久均衡方式 [ケースⅥ]
 - ・ " 、有限均衡方式（95年間均衡） [ケースⅦ]

少子化状況改善+経済状況好転 [参考Ⅰ～Ⅶ-ア]

少子化状況改善 [参考Ⅰ～Ⅶ-イ]

経済状況好転 [参考Ⅰ～Ⅶ-ウ]

少子化進行 [参考Ⅰ～Ⅶ-エ]

基 本 試 算

《厚生年金の最終保険料率が年収の20%の場合》

【永久均衡方式】

	ケース① 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケース①ーア 少子化改善 ＋経済好転	ケース①ーイ 少子化改善	ケース①ーウ 経済好転	ケース①ーエ 少子化進行
最終保険料率	20%	20%	20%	20%	20%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率(2008年度以降)]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果 ・給付水準調整終了年度 ・新規裁定年金の所得代替率 (給付水準調整終了時) ・給付水準調整割合 (給付水準調整終了時) ・国民年金最終保険料 (平成11年度価格)	2023年度 52.8% 10.5% 18,100円	2014年度 55.6% [+2.8%] 5.7% 18,700円	2017年度 54.9% [+2.1%] 6.9% 18,200円	2020年度 53.3% [+0.5%] 9.7% 18,600円	2032年度 47.8% [－5.0%] 19.0% 18,000円

注：所得代替率の欄の[]内は基準ケース（ケース①）との差を示している。

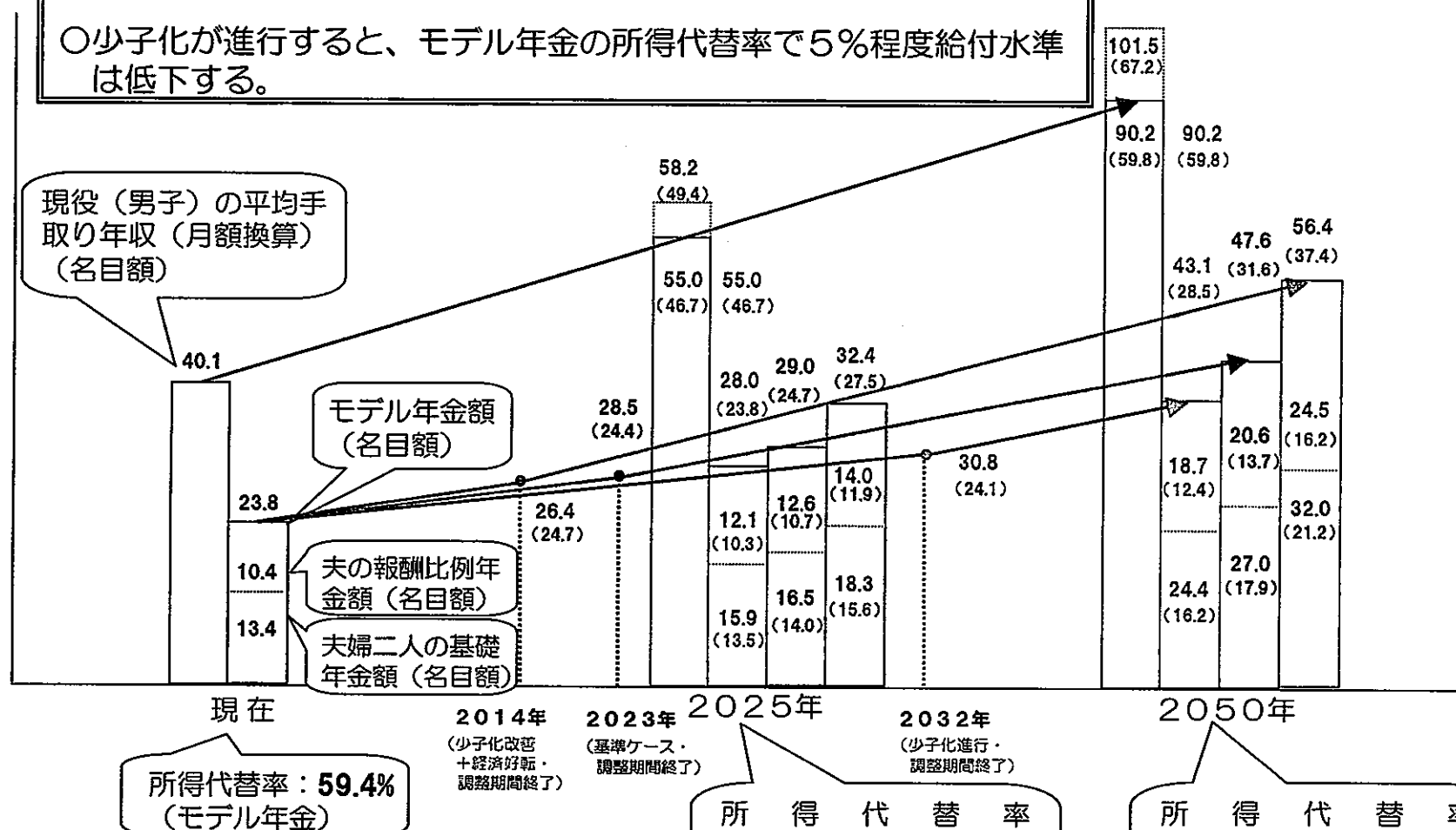
最終保険料率20%（永久均衡方式）

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み]）

- 厚生年金の最終保険料率が年収の20%の場合、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金の所得代替率で53%程度となる。
- 社会・経済状況が好転すると、モデル年金の所得代替率で3%程度給付水準は上昇する。
- 少子化が進行すると、モデル年金の所得代替率で5%程度給付水準は低下する。

緑色・・・少子化改善＋経済好転の場合
青色・・・基準ケースの場合
赤色・・・少子化進行の場合

名目金額
（万円）



※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

《厚生年金の最終保険料率が年収の20%の場合》

【有限均衡方式…95年間均衡（2005～2100年度）】

	ケース② 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケース②ーア 少子化改善 ＋経済好転	ケース②ーイ 少子化改善	ケース②ーウ 経済好転	ケース②ーエ 少子化進行
最終保険料率	20%	20%	20%	20%	20%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率（2008年度以降）]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）	有限均衡方式 （95年間均衡）
試算結果 ・ 給付水準調整終了年度 ・ 新規裁定年金の所得代替率 （給付水準調整終了時） ・ 給付水準調整割合 （給付水準調整終了時） ・ 国民年金最終保険料 （平成11年度価格）	2018年度 54.5% 《＋1.7%》 7.6% 17,600円	2011年度 56.6% [＋2.1%] 4.1% 18,000円	2015年度 55.8% [＋1.3%] 5.4% 17,700円	2014年度 55.2% [＋0.7%] 6.4% 18,000円	2024年度 51.2% [－3.3%] 13.3% 17,600円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケース②）との差を示している。

最終保険料率20%（有限均衡方式・財政均衡期間を95年間（2005～2100年）とした場合）

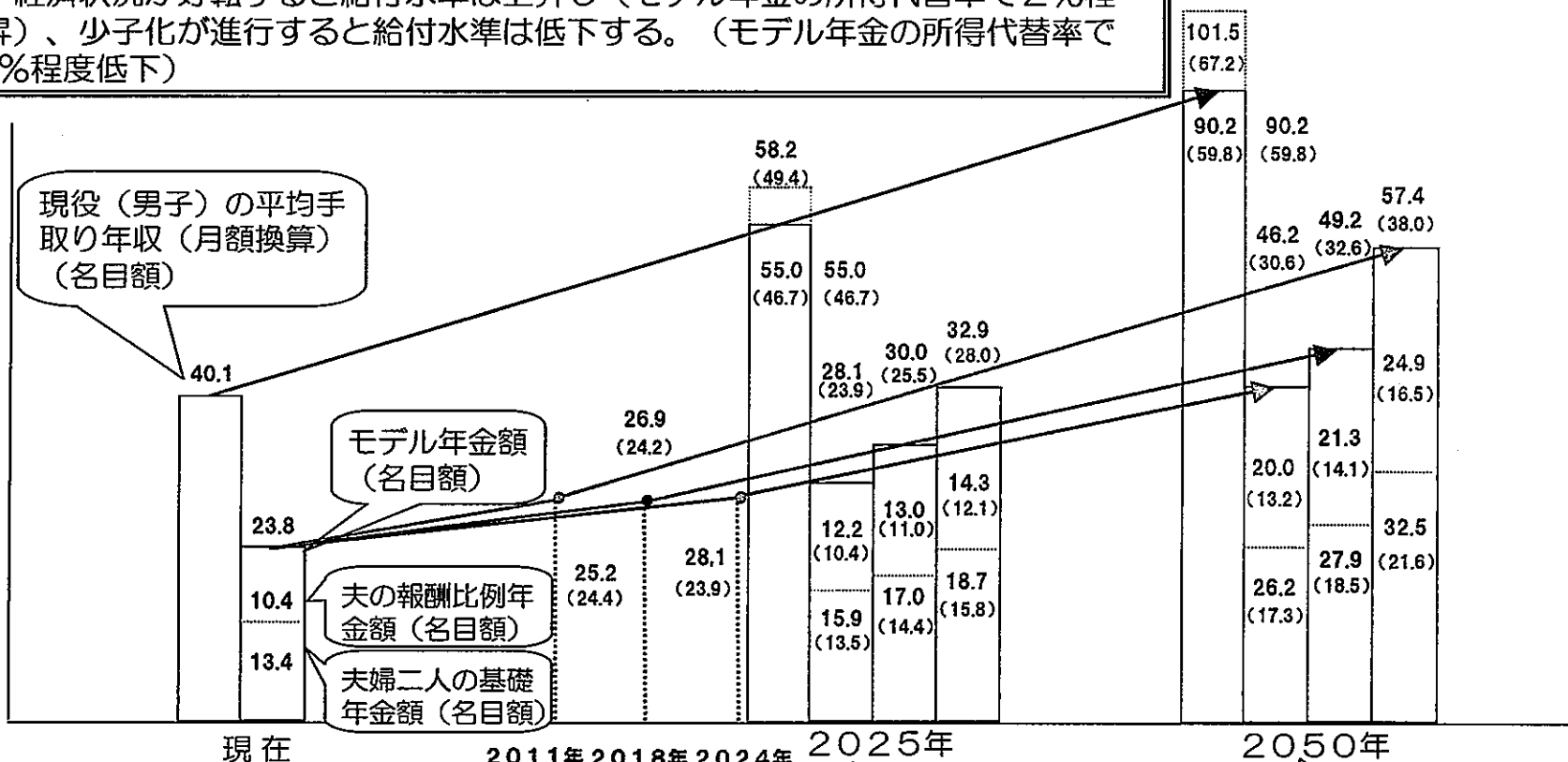
少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み]）

○給付と負担の均衡を考える期間を95年間（2100年度まで）に限定する有限均衡方式とした場合、2100年度以降の高齢化率の見通しが高いこと等から、現在行っている方式（永久均衡方式）に比べ、将来の給付水準の見通しは上昇する。（基準ケースでモデル年金の所得代替率が1 1/2%程度上昇）

○社会・経済状況が好転すると給付水準は上昇し（モデル年金の所得代替率で2%程度上昇）、少子化が進行すると給付水準は低下する。（モデル年金の所得代替率で3 1/2%程度低下）

緑色…少子化改善+経済好転の場合
青色…基準ケースの場合
赤色…少子化進行の場合

名目金額
（万円）



所得代替率：59.4%
（モデル年金）

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース +経済好転
51.2% 54.5% 56.6%

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース +経済好転
51.2% 54.5% 56.6%

参 考 試 算

《厚生年金の最終保険料率が年収の19%の場合》

【永久均衡方式】

	ケースⅠ 基準ケース	社会・経済状況が好転			少子化進行
		ケースⅠ－ア 少子化改善 ＋経済好転	ケースⅠ－イ 少子化改善	ケースⅠ－ウ 経済好転	ケースⅠ－エ 少子化進行
最終保険料率	19%	19%	19%	19%	19%
国庫負担割合	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1	2分の1
給付水準調整方法	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]	実績準拠法を基本とした早期調整 [将来見通し平均化法並み]
人口推計	中位	少子化改善	少子化改善	中位	低位
経済前提 [実質賃金上昇率(2008年度以降)]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]	好転ケース [1.25%]	B [1.0%]
給付と負担の均衡	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式	永久均衡方式
試算結果					
・給付水準調整終了年度	2031年度	2021年度	2026年度	2028年度	2040年度
・新規裁定年金の所得代替率 (給付水準調整終了時)	50.1% 《-2.7%》	53.1% [+3.0%]	52.3% [+2.2%]	50.7% [+0.6%]	44.9% [-5.2%]
・給付水準調整割合 (給付水準調整終了時)	15.1%	10.0%	11.3%	14.1%	23.9%
・国民年金最終保険料 (平成11年度価格)	17,300円	17,800円	17,400円	17,700円	17,200円

注：所得代替率の欄の《 》内はケース①との差、[]内は基準ケース（ケースⅠ）との差を示している。

参考試算〔最終保険料率19%（永久均衡方式）〕

少子化の実績より早期に給付水準調整する場合（実績準拠法を基本とした早期調整[将来見通し平均化法並み]）

○厚生年金の最終保険料率が年収の19%の場合、基準ケースの将来の給付水準は、モデル年金の所得代替率で50%程度となる。

○社会・経済状況が好転すると、モデル年金の所得代替率で3%程度給付水準は上昇する。

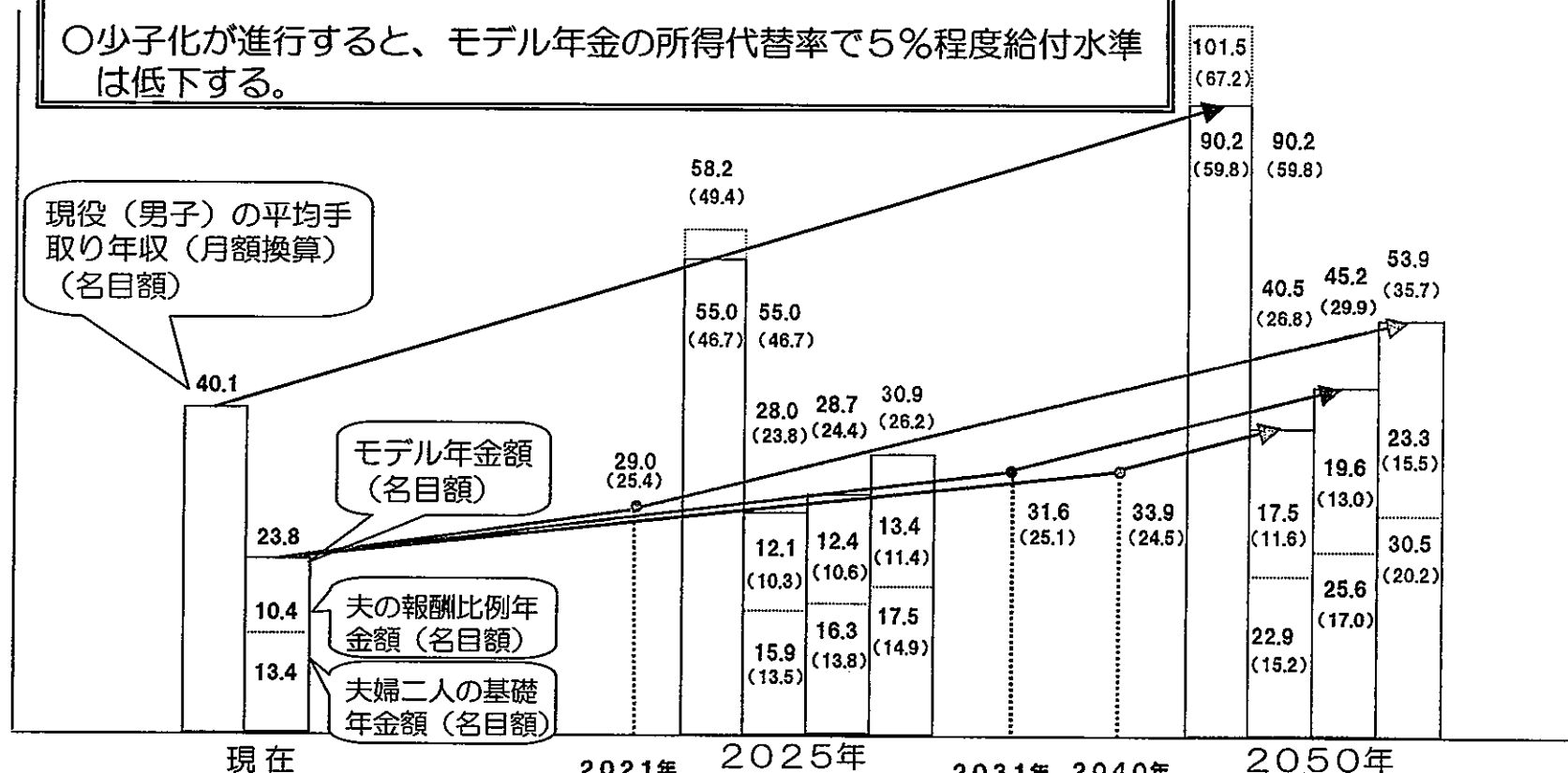
○少子化が進行すると、モデル年金の所得代替率で5%程度給付水準は低下する。

緑色…少子化改善+経済好転の場合

青色…基準ケースの場合

赤色…少子化進行の場合

名目金額
(万円)



所得代替率：59.4%
(モデル年金)

2021年
(少子化改善+経済好転・調整期間終了)

2025年

2031年 2040年
(基準ケース・調整期間終了) (少子化進行・調整期間終了)

2050年

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース +経済好転
50.9% 52.2% 53.1%

所得代替率
少子化 基準 少子化改善
進行 ケース +経済好転
44.9% 50.1% 53.1%

※ 賃金額及び年金額のカッコ内の数値は、物価で現在価値に割り戻したもの。